

# 改正消費税 ( 税率アップ・軽減税率への実務対応 )

2019年10月からの消費税改正点

TKC 近畿兵庫会 神戸中央支部 税理士 宮崎 敦史

## 売上げ・仕入れに関する特例

現行制度での取引総額からの割戻し計算に加え、経過措置として売上げ・仕入れに関する税額の計算の特例が置かれています。

### ・ 売上税額の計算の特例

基準期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者(免税事業者を除く)が、課税売上げを税率ごとに区分することについて困難な事業があるときは、下記の方法により売上税額を簡便に計算する特例が認められます。

- 1、小売等軽減仕入れ割合(仕入れに占める軽減税率対象品目の仕入割合)を用いて計算する場合(卸売・小売のみ)

課税仕入れを税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、それらの事業に係る課税売上げに、それらの事業に係る課税仕入れ等に占める軽減税率対象取引の売上げにのみ要する課税仕入れ等の割合(小売等軽減仕入割合)を乗じて軽減税率対象となる課税売上げを算出し、売上税額を計算できます。(2019年10月1日から2023年9月30日までの期間)。

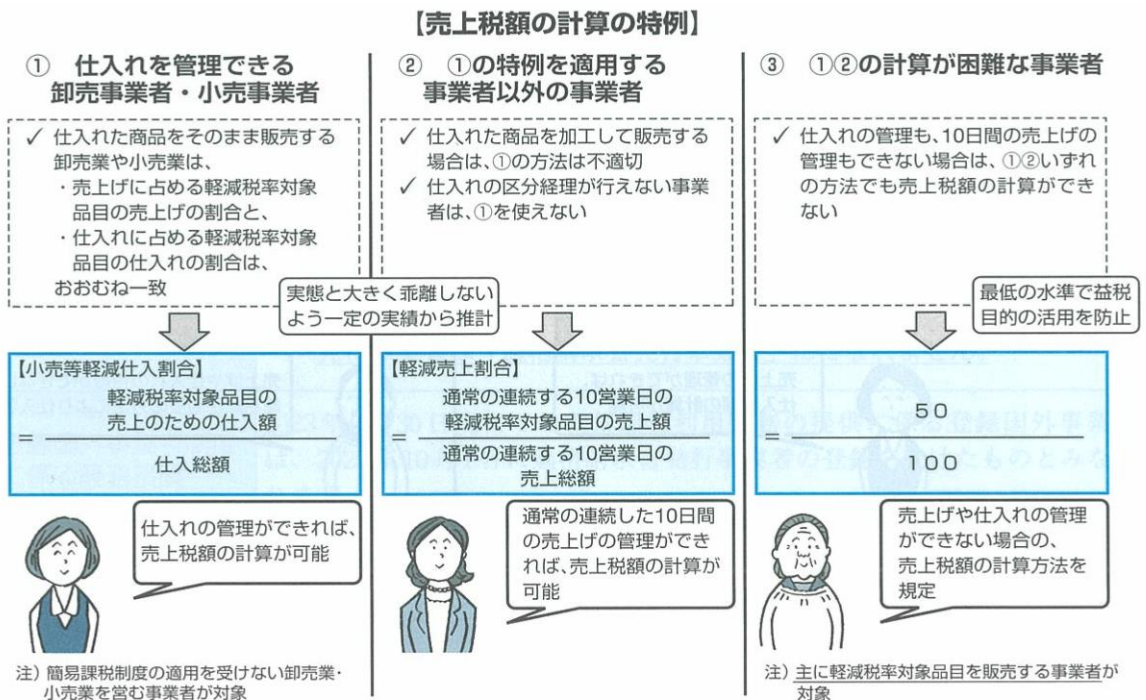
注1) 簡易課税制度適用時には適用不可。

注2) 卸売業・小売業に関わる部分のみ適用可。これ以外の業種に関わる部分については原則どおりの計算方法による。

- 2、一定期間の軽減売上割合(売上げに占める軽減税率対象品目の売上割合)を適用する場合  
通常の事業を行う連続する10営業日の売上げに占める軽減税率対象取引の割合。

- 3、一律50%とする方法

軽減売上割合を50%として計算することができます。



出典：「消費税の軽減税率制度」財務省